

ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

昭和46年7月8日公正取引委員会告示第37号

最終変更 平成21年8月31日公正取引委員会告示第17号

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。)第11条第1項の規定に基づき、ビスケット類の取引に附随して不当な景品類等の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「ビスケット類」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン、パイ及び穀類スナック並びにこれらの加工品(穀類スナック又はこれの加工品であって、食事の用に供されるもの及び「チョコレート業における景品類等の提供の制限に関する公正競争規約」に規定するチョコレート類を除く。)をいう。</p>	<p>第1条 ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項の「ビスケット」とは、小麦粉、糖類、食用油脂及び食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>2 規約第2条第1項の「クラッカー」とは、小麦粉、糖類、食用油脂、食塩を原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、イースト、酵素、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した食品をいう。</p> <p>3 規約第2条第1項の「カットパン」とは、小麦粉、糖類、食用油脂、食塩及びイーストを原料とし、必要により澱粉、乳製品、卵製品、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加し、混合機にかけ醗酵させたものを成型機及びビスケットオープンを使用して製造した水分の多い食品をいう。</p> <p>4 規約第2条第1項の「パイ」とは、次に掲げる基準に適合した食品をいう。</p> <p>(1) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したものを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した、小麦粉を主体とする部分と油脂とが交互に層状になった食品</p> <p>(2) 小麦粉及び食用油脂を原料とし、必要により澱粉、糖類、乳製品、卵製品、イースト、膨脹剤、食品添加物等の原材料を配合し、又は添加したも</p>

規 約	施 行 規 則
<p>2 この規約で「事業者」とは、ビスケット類を製造し、加工包装し、販売し、又は輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給するビスケット類の取引に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。 ただし、正常な商慣習に照らして値引きと認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、その他の工作物</p>	<p>のを混合機、成型機及びビスケットオープンを使用して製造した、小麦粉を主体とする部分が製品の外側部分になるようにし、その中に果物、肉の加工品、マシュマロ等の詰めものをした水分の多い食品</p> <p>5 規約第2条第1項の「穀類スナック」とは、とうもろこし、小麦又は米を原料とし、必要により澱粉、糖類、膨脹剤、食品添加物等を配合し、又は添加したものを成型機、膨化機又はフライヤーを使用して製造し、必要により食用油脂、調味料で味つけした軽い食品であって次の各号の一に該当するものをいう。ただし、別表に掲げる穀類加工品は除く。</p> <p>(1) とうもろこしを主原料として、高压で薄く押し又はロールで展延して成型し、油であげたもの</p> <p>(2) とうもろこしを主原料として、高压で押し、同時に膨化させたもの</p> <p>(3) とうもろこし又は小麦を主原料として、糊化、成型し、乾燥後膨化させたもの</p> <p>(4) とうもろこしを主原料として、蒸煮し、圧延して焙焼させたもの</p> <p>(5) 小麦、とうもろこし又は米を粒のまま膨化したもの</p> <p>6 規約第2条第1項の「ビスケット、クラッカー、カットパン、パイ又は穀類スナックの加工品」とは、ビスケット、クラッカー、カットパン、パイまたは穀類スナックにクリーム、ジャム、マシュマロ、あん等をはさんだもの、又はこれらの表面にチョコレート、砂糖、卵白、醤油等を塗布、若しくは被覆したものをいう。</p> <p>第2条 規約第2条第1項の「ビスケット類」について、判定に疑義の生ずるものについては、全国ビスケット公正取引協議会の裁定を受けるものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。）</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務（景品類の提供の制限）</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）の範囲</p> <p>2 見本又は試食品を提供する場合は、その旨を表示して提供するものとする。</p> <p>3 事業者は、ビスケットの販売業者に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>（全国ビスケット公正取引協議会の設置）</p> <p>第4条 この規約を適正、かつ効果的に運用するため、全国ビスケット公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者をもって構成する。</p> <p>（公正取引協議会の事業内容）</p> <p>第5条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(5) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(6) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>（違反に対する調査）</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査をすることができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第7条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨及び当該違反行為、又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が、当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、又は違約金を課し、若しくは除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第6条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審議を行い、それに基づいて決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p>	

(別表)

大分類	分類	番号	食品名		
1 穀類	パ ン	22	食パン		
		23	コッペパン		
		24	黒パン		
		25	ぶどうパン		
		26	フランスパン		
		27	乾パン		
		85	ポテトチップス		
	2 いも、澱粉類	じゃがいも	111	米あられ	
			112	ひなあられ	
			116	あわおこし	
			117	米おこし	
			120	かりんとう	
			121	かるかん	
			131	ごかぼう	
			133	あげせんべい	
			134	甘辛せんべい	
			135	いそせんべい	
	3 菓子類	おこし	136	かわらせんべい	
			137	塩せんべい	
			138	なんぶせんべい	
			139	巻せんべい	
			140	松風	
			141	ハツ橋	
			160	らくがん	
			161	ウェハース	
			162	あんぱん	
			163	クリームパン	
(和菓子)	せんべい類	164	ジャムパン		
		165	カステラ		
		168	ソーダクラッカー		
		169	チーズクラッカー		
		170	バタークラッカー		
		181	ドーナッツ		
		(その他菓子)	パイ	185	アップルパイ
				186	レーズンパイ
				187	ハードビスケット
		(その他菓子)	ビスケット	188	ソフトビスケット
189	クリームサンド・ビスケット				
190	ボーロ				
(その他菓子)	(ボーロ)				

資料：日本食品標準成分表（科学技術庁）の分類による。